

令和2年
第7回 会津美里町教育委員会議事録
4月定例会

令和2年4月定例会

- I. 日 時 令和2年4月21日(火) 午前9時
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 新 田 銀 一
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 明 田 安 弘
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純
会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 鷺 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

令和2年4月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和2年第4回会津美里町教育委員会3月定例会議事録の承認について

令和2年第5回会津美里町教育委員会3月臨時会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

報告第 4号 会津美里町会計年度任用職員の任用について

報告第 5号 会津美里町郷土資料館（仮称）整備検討委員の委嘱について

報告第 6号 会津美里町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

報告第 7号 会津美里町社会教育委員の委嘱について

議案第53号 会津美里町放課後子ども教室推進事業安全管理員の委嘱について

議案第54号 会津美里町放課後子ども教室推進事業活動指導員の委嘱について

議案第55号 会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価に関する有識者会議
における委員の委嘱について

議案第56号 会津美里町社会教育関係団体の認定について

5. 協議事項

(1) 令和元年度会津美里町教育委員会点検・評価報告について

(2) 令和2年度第1回総合教育会議について

(3) 令和2年文教施設訪問について

(4) その他

6. 報告事項

(1) 令和2年度会津美里町教育委員会事務分掌

(2) 児童・生徒に関すること

(3) 教職員に関すること

(4) 生涯学習に関すること

(5) 教育関係施設に関すること

(6) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(7) その他

7. その他

(1) 今後の行事予定について

(2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午前8時59分

1. 開会

教育文化課長 令和2年第7回会津美里町教育委員会4月定例会を始めます。
教育長、お願いいたします。

教育長 おはようございます。コロナウイルスによって学校関係も大変な状況になっております。明日から6日まで学校は休校と。ただ、休校に伴って昨日臨時校長会を持って、とりあえず明日からの家庭における生活指導、学習指導の徹底をお願いしたところでもあります。あと、休校期間中に最低でも1回は家庭訪問で指導をお願いしたいとしてあります。いずれにしても学校関係について、教育委員会もこの休業期間中の生徒の生活指導もさることながら、学習指導も心配なのですが、できる範囲で指導していきたいと思っています。

昨日両沼地区の教育長会議がありました。そこで情報交換したのですが、コロナウイルスについては早く終息してくれることを願っておるところなのですが、ただ学校関係がこの状況で、あと1か月も続けば、学習指導内容が夏休み期間中の何日かを使わないと遅れた分の解消は難しい。私の頭の中では冬休みと年度末休業で何とか対応できるかなと思っていたところなのですが、大半の教育長がやっぱりあと1か月も続けば、夏休み1週間ぐらいは短縮して授業に向けざるを得ないだろうという話でありました。我々も校長先生方と情報交換しながら、6月の末あたりかな、その辺のところについては夏休みを使うか使わないか、判断していきたいと思えます。いずれにしても生活指導もさることながら学習指導も大変な状況ということでもあります。そういうことでよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和2年第7回会津美里町教育委員会4月定例会を始めます。

会期は1日といたします。

出席委員は、委員全員であります。

出席説明者は、松本教育文化課長、渡部教育文化課長補佐、鶴川教育文化課長補佐、福田会津美里町公民館長兼図書館長の4名です。なお、金川主幹兼指導主事は遅れて出席ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

2. 議事録の承認

教育長 2番目の議事録の承認に入りたいと思います。

初めに、令和2年の第4回、第5回の会津美里町教育委員会3月定例会と臨時会議事録の承認についてを議題といたします。

事前に見ていただいて、ご意見とか何かお気づきの点がありましたらばよろしくをお願いしたいと思います。

委員 定例会の方ですけれども、訂正をした方がよいのが10ページのちょうど真ん中、委員が「それともう一つ。つまらないことですが」とありますけれども、ここに「議案は、会津美里町教育委員会障がい者でしょう」と。教育委員会が障がい者だというふうにしたので、確かに見るとこれ教育委員会障がい者活躍推進計画でしょうということなのですね。たしか教育委員会が抜けていたのです。会津美里町障がい者活躍推進計画というのが、教育委員会を入れるべきだという話で、委員が言われたと思うのです。ここは一応「教育委員会障がい者活躍推進計画でしょう」というふうにしたほうがいいですね。そうでないと中途半端になっているので、要らぬ誤解を招くかなと思ったので、ここに「活躍推進計画でしょう」というふうにして文言を入れて、そこからあと5行目、下がったところに教育文化課長補佐が「失礼しました」と言って、「教育委員会と入れる必要があります」というのは、会津美里町の次に教育委員会と入れる必要がありますというふうに訂正をされたのですよね。ここだけ手直ししたほうが、タイトルのことなので、きちっとここはしたほうがいいかなと思いました。

教育長 ありがとうございます。事務局よろしいですか。では、訂正よろしくお願ひします。
そのほかどうでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、今1つ訂正の指摘がありました。それを訂正していただくということで、この議事録については定例会分、臨時会分併せて承認いただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

3. 教育長報告

教育長 次に、3番目の教育長報告に参ります。
3ページと4ページが報告事項になります。3月11日から4月10日までになっております。例年どおりなのですが、人事関係がありますので、こども園の園長を含めて校長先生との面談とか、それから教育長会議、臨時校長会議等がありました。あと、3月下旬の先生方の離任式、着任式は、行わなくなったところです。
何かご質問あればよろしくお願ひします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 ご質問なければ、教育長報告は終了させていただきます。

4. 審議事項

教育長 それでは、4番目の審議事項に入ります。
報告事項が4件と議案が4件あります。

◎報告第4号～報告第7号

教育長 報告事項については、専決処分の報告であります。報告第4号から第7号、これを一括報告ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 では、報告第4号から第7号まで一括して事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (報告第4号「会津美里町会計年度任用職員の任用について」説明)
(報告第5号「会津美里町郷土資料館(仮称)整備検討委員の委嘱について」説明)
(報告第6号「会津美里町スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明)
(報告第7号「会津美里町社会教育委員の委嘱について」説明)

教育長 ありがとうございました。
5ページに戻っていただきまして、報告の第4号、7ページと8ページに会計年度職員ということで一括の名簿が載っております。新任の方が合わせて12名ですが、専決処分にて4月1日付け任用したところなのですが、何かご質問あればお願いします。

(「なし」の声あり)

教育長 報告の第5号についてです。12ページのところに6名の検討委員の方々の名前が挙がっております。この整備検討委員の方々については、郷土資料館についてのご意見等を頂くという形になるかと思えます。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 報告第6号、15ページになりますか、スポーツ推進審議会委員ということなのですが、高田小学校と本郷中学校の校長先生ということよろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 次、16ページが報告第7号。18ページに社会教育委員ということで、やはり高田小学校の校長先生と本郷中学校の校長先生にお願いしたいということですが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ご質問ご意見とかないようですので、報告の第4、第5、第6、第7号については終了させていただきます。

◎議案第53号～議案第55号

教育長 それでは、次の議題に入りたいと思います。議案が4つありますが、議案の第53号、54号、55号、この3つを一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第53号から第55号まで一括して事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第53号「会津美里町放課後子ども教室推進事業安全管理員の委嘱について」説明)

(議案第54号「会津美里町放課後子ども教室推進事業活動指導員の委嘱について」説明)

(議案第55号「会津美里町教育委員会事務管理及び執行状況の点検及び評価に関する有識者会議における委員の委嘱について」説明)

教育長 ありがとうございます。

それでは、戻っていただきまして19ページと20ページ、これは放課後子ども教室の安全管理員と、それから20ページが活動指導員ということで、ご質問とか何かありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 ただ、放課後子ども教室についても5月からの活動はなかなか難しいかもしれないですね。

では、議案第53号、54号は終わりました、次、21ページの議案の第55号、そこに書いてありますように、点検及び評価に関する委員の方々、3名で、前年度からの引き続きということになります。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第53号、54号、55号についてはご意見、それからご質問等がないようですので、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案の53号、54号、55号については原案のとおり決することにしたいと思います。

◎議案第56号

教育長 続きまして、議案第56号を議題にしたいと思います。
事務局で説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第56号「会津美里町社会教育関係団体の認定について」説明)

会津美里町公民館長兼図書館長 (追加説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 ありがとうございました。
そうすると、体育協会関係等については何ら問題ないという解釈でよろしいですか。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 ここでは、我々はそれを踏まえて認定するかどうか、基準に合っているかどうか議論するのですか。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 そうすると、内容についてはこの表のとおりということになりますか。表のとおりにいけば、会員数とか会員名簿、それから組織として会則はありということなので、認定基準が丸となっておりますが、よろしいですか。

委員 別に問題ではないのですが、時系列というか、時間的なことだけ確認しますけれども、連盟からの脱退って、連盟としては1つだから、これは解散ですよ。体協からは脱退。時間的にはいつなのか。

教育文化課長補佐 役員会のほうは先日開催しまして、体育協会総会において脱退が決定されるということなので、連盟自体の解散は当該団体の総会を開いていただいて解散すればよろしいかと思うのですけれども、体協からの脱退につきましては今後、決定ではないのですが、速やかに総会をこれから書面議決で開催しまして、それにおいて脱退するということになります。連盟の一組織でありながら連盟の構成団体として「当該団体」しかなかったものですから、現実的に1団体ということなのですが、「当該団体」は今までの体育協会の下部組織の「団体」であって、連盟自体が脱退して解散ということになるので、今回の認定については問題ないのかなというふうに判断しております。

委員 私は、認定を問題視するというよりも、時系列でいつ、議案として出ましたよね。認定する時系列的なところっていつを考えていたのかな。

教育文化課長補佐 体育協会総会がまだ日程的には決まっていなかったものですから、あくまでも「当該団体」の上位組織が脱退する、連盟が脱退するという話と、「当該団体」自体はもともとある団体なので、連盟は解散するので、それは向こうの組織の内部の話なので、「当該団体」自体が今度使用する際の申請を直接上げてきたという形になるものですから、組織が、体協からの脱退はあくまでも「当該団体」からすれば上部団体の話と考えています。

委員 簡単に言ってしまうと、今までの体協の下部組織としての「当該団体」が体協の下部組織として認められていたのと二重構造というか、2つの団体が存在してしまうのかなと思ったので、明確に体協から脱退して、これが単独で存在することで認めるというなら分かるのですが、それが二重構造というか、二重の性格を持たないのかな、そこを心配しただけなのです。それは、だから日付的にはっきりすべきではないか。私らここでオーケーしたとしても、手続上は必要なのかなと思って聞きしたのですけれども。

教育長 体育協会を脱退したことが総会で認められた段階で、再度これを認めるということは駄目なのですか。

会津美里町公民館長兼図書館長 通常、今回委員会のほうに上げた、この団体に限らず、先月も上げさせていただきましたが、ここで認定ということで承認いただけるのであれば、本日から残りの認定期間ということで、令和4年3月31日までということでは考えておりました。ただし、連盟の脱退に関しては楽としては早いうちから脱退の申出はして、書面上はお出ししているのですが、決定されるのが体育協会の総会で審議してからということだったので、もしそういったことであれば体育協会の脱退と認められた日から認定ということで、その辺で審議していただければと思っております。

教育長 脱退を認められた日から認定しますよという条件付で何ら問題もないのでしょうか。

会津美里町公民館長兼図書館長 こちらの団体はすでに練習が、実は学校開放ということで、高田中学校の体育館を使っての練習をしております、今月いっぱいには当然ながら練習のほうは早いうちから休止をしているところなので、今後の方向を見極めながらというか、こういう状況だと5月いっぱいも難しいのかなという話も出ておりますので、その間にもし認定いただければというところはあります。

教育長 ということで、条件付ではどうでしょうか。

委員 そうですよ。この団体が不利にならなければいいです。要するに今も登録されている下部組織としての登録があって、使えるし、正式に当該団体が単体になったとしても、そこから認定されたことには全然この人たちは問題ないわけでしょう。ただ、時系列ははっきりしないで、2つの名前を持つのはよくないのかなと思ったので、はっきりさせたほうがいいのかと思いました。
以上です。

教育長 ありがとうございます。条件付で脱退したことが確認できたならば認定ということに持っていきたいと思います。
そのほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第56号については、今委員から話のあったとおり、脱退が確認できてから認定という形に持っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第56号については条件付認定ということでよろしくお願ひしたいと思います。
これで4番目の審議事項は終わります。

5. 協議事項

教育長 5番目の協議事項に入ります。

教育文化課長補佐 (1) 教育委員会の点検・評価について
資料に基づき説明。内容について協議。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時14分

教育文化課長 (2) 第1回総合教育会議について
資料により説明。内容について説明。

教育文化課長 (3) 令和2年文教施設訪問について
資料により説明。

教育文化課長 (4) その他 説明

6. 報告事項 ((2)、(3) 非公開)

教育文化主幹兼指導主事 報告事項の(2)「児童・生徒に関すること」と(3)「教職員に関する
こと」について説明。

教育文化課長 (1) 「令和2年度会津美里町教育委員会事務分掌」
資料により説明。

教育文化課長補佐 (4) 「生涯学習に関すること」資料により説明

教育文化課長補佐 (5) 「教育関係施設に関すること」
資料により説明。内容について協議。

教育文化課長 (6) 「事務局報告事項」について説明

教育文化主幹兼指導主事 (7) 「その他」説明

7. その他

教育長 7番目のその他に入ります。

教育文化課長 (1) 「今後の行事予定」について説明
(2) 「次回委員会の開催予定日」について協議し、
5月21日(木)午前9時からに決定

8. 閉会
教育文化課長

慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして令和2年第7回教育委員会4月定例会を閉じたいと思います。

○閉会時刻 午前11時34分